



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 SDエンターテイメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 吉住 実
(JASDAQ コード 4650)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 荒井 隆夫
電 話 番 号 011-241-3951
U R L <http://www.sugai-dinos.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 63 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日(予定)
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日(予定)

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 5 条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 6 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 本社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 本社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2～3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 本社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 5 条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 6 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 本社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 本社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 本社の取締役は、株主総会において選任する。<u>但し、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">2～3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 本社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 本会社の取締役会は、その決議により、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第22条 本会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 本会社の取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第22条 本会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に<u>対し発するものとする。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議方法等)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 本会社の取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第27条 本会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 本会社の監査役は株主総会において選任する。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 本会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(決議方法等)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 本会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。但し、<u>監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 本会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	(削 除)
<p><u>第29条 本会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削 除)
<p><u>第30条 本会社の監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(招集通知)</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条 本会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条 本会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条 本会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計算 第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(招集通知)</u></p> <p>第28条 本会社の監査等委員会の招集通知は、 会日の3日前までに各監査等委員に対 し発するものとする。但し、緊急の場 合はこの期間を短縮することができ る。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査等委員会 を開催することができる。</p> <p><u>(決議方法)</u></p> <p>第29条 本会社の監査等委員会の決議は、議決 に加わることができる監査等委員の過 半数が出席し、その過半数をもって行 う。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第30条 本会社の監査等委員会の運営について は、法令又は本定款に定める事項のほ か、監査等委員会の定める監査等委員 会規程による。</p> <p>第6章 計算 第31条～第34条 (現行どおり)</p>